

4. トラブルとその対応事例

4－1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別（C. 機器動作不良）

3-33. ミキサ・セトラにおけるかく拌機の故障

事象の概要																		
(1)発生場所：機器	精製建屋：ミキサ・セトラ（ウラン精製設備）																	
(2)設備の概要	分離建屋から受入れたウラン溶液に微量に含まれる核分裂生成物を除去し、ウラン溶液の純度を高める設備。かく拌機の磨耗は通常運転において想定しているため、モータごと交換出来る設計としている。																	
(3)発生の状況	ミキサ・セトラの運転中																	
(4)概要	回転シャフト部の磨耗により、回転部分に生じた負荷によりかく拌機の温度が上昇し、自動停止装置（サーマルトリップ）が作動。 ＊他の建屋も含め同種の機器においても、同様な事象の発生が予想される。																	
(5)原因	運転を継続する中で生じる消耗品の劣化。																	
事象による影響																		
(1)工場外への影響	工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する精製建屋塔槽類廃ガス処理設備が稼働しているミキサ・セトラ内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。																	
(2)安全性への影響	安全上の問題は生じない。 かく拌機の故障に伴いミキサ・セトラの運転を停止するため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。かく拌機の交換は通常の運転において実施するものとして、あらかじめ手順等を定めているものである。																	
(3)作業員への影響	作業員への影響は生じない。 かく拌機の交換作業は、定められた放射線管理計画書に従って進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。																	
(4)他工程への影響	上流の工程の運転に影響が生じる。 かく拌機の交換に伴いミキサ・セトラの運転に影響が生じる。さらに上流の分離設備以前の工程は、その中間にある一時的な貯留槽（ウラン溶液供給槽）の残液量で運転継続の可否を判断する。																	
対応の概要	1.ウラン精製工程を停止する。 2.定められた保修作業手順に従って、故障したかく拌機を予備品と交換する。 3.かく拌機を交換後、作動に異常のないことを確認後、定められた操作手順に従い、ウラン精製設備の運転を再開する。																	
公表区分	翌平日に公表（ホームページへ掲載）																	
連絡区分*	<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>						トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報															
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等													

＊：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

219

事象概要

